

盛岡市議会議員 各位

商工労働部長 小笠原 康則

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う盛岡市の主な緊急経済対策について

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急経済対策の第1弾として、次のような取組を検討しておりますので、お知らせいたします。

1 事業者向け

(1) 県制度融資への保証料・利子補給【新規】(概算事業費：約2億9千万円)

ア 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業者の資金繰りを支援するため、県制度融資への保証料全額及び利子3年分を全額補給する。

今回の対策のポイント

●事業者の保証料・3年分の利子の実質負担ゼロ

先に発表された国の緊急経済対策で、都道府県が実施する制度融資について、3千万円まで保証料ゼロ・実質無利子化の資金繰り支援の方針が示されたが、国・県の制度に市独自の支援策を加え、事業者の負担をさらに軽減するもの。

(市が保証料及び3年分の利子を負担)

イ 対象

新型コロナウイルス感染症関連のセーフティーネット保証、危機関連保証の認定を受け県の制度融資を受ける中小・小規模事業者・個人事業者（ただし、国の保証料及び利子補給の対象となる部分は除く）。

(参考) 市の支援の対象となる融資等 (太枠部分)

■融資額 3,000 万円まで		保証料補給		利子補給	
区分	売上減少	国	盛岡市	国	盛岡市
個人事業者	▲5%	全額	—	3年分	—
中小企業者・小規模事業者	▲5%	1/2	1/2	—	3年分
	▲15%	全額	—	3年分	—

■融資額 3,000 万円超		保証料補給		利子補給	
区分	売上減少	国	盛岡市	国	盛岡市
個人事業者	▲5%	—	全額	—	3年分
中小企業者・小規模事業者	▲5%	—	全額	—	3年分
	▲15%	—	全額	—	3年分

※ 国の補給は、岩手県中小企業融資制度のうち、1資金のみ適用

※ 盛岡市の補給は、岩手県中小企業融資制度のうちセーフティーネット保証、危機関連保証に対応する資金に適用（新型コロナウイルス感染症対策資金、商工観光資金など）

(2) 雇用調整助成金事業主負担分の補助【新規】

(概算事業費：約2千万円)

ア 概要

国の雇用調整助成金を利用し、雇用の維持を図る事業主に対して、その事業主負担分について助成を行い、雇用の維持を確実に図るための支援を行うもの。

今回の対策のポイント

●雇用を維持した事業主について、事業主負担分を市が負担

先に発表された国の緊急経済対策で、雇用調整助成金制度は、雇用を維持した事業主の事業主負担分について軽減（従来 1/5⇒今回 1/10）されているが、**市独自の支援策として、雇用を維持した場合の事業主負担分である 1/10 相当額を市が負担するもの。**

イ 対象

緊急対応期間である4月1日から6月30日までの間に、解雇等を行わず、9/10の助成率により雇用調整助成金を受けた中小企業の事業主負担分(1/10)。

【参考】雇用調整助成金制度

⇒事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者を一時的に休業させ雇用の維持を図った場合、休業手当の一部が雇用調整助成金として国から助成されるもの。

2 勤労者向け

(1) 勤労者の生活資金への支援【新規】(概算事業費：約5千万円)

今回の対策のポイント

●生活資金が必要な世帯に対する融資制度の創設

●当該融資に対する利子等は市が負担

収入の減少により生活が苦しくなった世帯に対して、**新たな生活援助資金の融資制度を設け**、資金面での安心感を提供する。

また、この融資制度を利用した場合には、**利子・保証料相当分について、市が負担するもの。**

ア 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、収入が減少し生活が苦しくなった世帯に対して、**無利子での生活援助資金(上限50万円)の貸付制度を創設する。**

イ 貸出金融機関

東北労働金庫

問い合わせ先

●県融資融資への保証料・利子補給について

商工労働部ものづくり推進課 課長 高橋 博文 TEL 626-7538

●雇用調整助成金事業主負担分の補助・勤労者の生活資金への支援について

商工労働部経済企画課 課長 及川 隆 TEL 613-8298